

平成14年度版

両立支援事業のご案内



「仕事」と「家庭」の
両立を応援します

厚生労働省

財団法人
21世紀職業財団

少子・高齢化が進む中、労働者が生涯を通じて充実した職業生活を営むためには、仕事と育児や家族の介護とを両立させつつ、その能力や経験を活かすことができる環境を整備することが求められています。

このような環境づくりに資するよう、(財)21世紀職業財団は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく厚生労働大臣の指定法人として、両立支援に関する事業主等に対する助成金等の支給、労働者等に対する指導、相談、援助、情報提供等を行っています。



CONTENTS

I 両立支援事業の内容

事業主・事業主団体の方へ

育児両立支援奨励金	3
看護休暇制度導入奨励金	4
事業所内託児施設助成金	5
育児・介護費用助成金	7
育児休業代替要員確保等助成金	9

〈職業家庭両立推進者研修〉

TOPIC1 公的機関による、様々な支援	10
-----------------------------	----

育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金	11
------------------------	----

〈給付にあたっての注意事項〉

育児や介護を行いながら働く方や働きたい方へ

フレーフレー・テレフォン	13
--------------	----

- 保育サポーター養成講座

TOPIC2 ファミリー・サポート・センター	14
-------------------------------	----

再就職希望登録者支援事業	15
--------------	----

- Re・Be（リ・ビー）ワークセミナー
- 自己啓発促進割引券

〈勤労者家庭支援施設〉

フレーフレー・ネット	17
------------	----

II 育児・介護休業法における制度の概要 18

III 問い合わせ先一覧

都道府県労働局雇用均等室	21
(財)21世紀職業財団地方事務所	22

I 両立支援事業の内容

事業主・事業主団体の方へ

育児両立支援奨励金

金沢市人財

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる育児と仕事の両立を支援する内容の制度を、労働協約又は就業規則に新たに規定し、3歳以上小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が3か月以上利用した場合に、事業主に対して支給します。なお、複数の事業所を有する事業主にあつては、すべての事業所において制度化していることが必要です。

受給できる額

	支給額
中小企業事業主	40万円
大企業事業主	30万円

※ただし、支給は1事業主1回に限ります。

※中小企業事業主の範囲については、P12〈給付にあたっての注意事項〉をご覧ください。

受給の要件

以下のすべてに該当する事業主（P12〈給付にあたっての注意事項〉参照）です。

- 平成14年4月1日以降新たに次の（1）から（5）のいずれかの制度を労働協約又は就業規則に定め、実施していること。

（1）育児休業に準ずる制度

（2）以下の①から④のいずれかに該当する短時間勤務制度

① 1日の所定労働時間を短縮する制度

1日の所定労働時間が7時間以上の場合に、1時間以上短縮しているものに限られる。

② 週又は月の所定労働時間を短縮する制度

週又は月の所定労働時間を1割以上短縮しているものに限られる。

③ 週又は月の所定労働日数を短縮する制度

週又は月の所定労働日数を1割以上短縮しているものに限られる。

④ 労働者が個々に勤務しない日又は時間を請求することを認める制度

（3）フレックスタイム制（労働基準法第32条の3に規定する労働時間の制度）

（4）始業又は就業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度

通常の始業又は終業の時刻を30分以上繰り上げ又は繰り下げる制度であるものに限られる。

（5）所定外労働をさせない制度

- 上記で定めた制度を、雇用保険の被保険者として雇用する3歳以上小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に、最初に3か月以上利用させたこと。

看護休暇制度導入奨励金

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者について、子の看護のために利用できる内容の休暇制度を労働協約又は就業規則に新たに規定し、制度の利用を希望した労働者が1日以上利用した場合に、事業主に対して支給します。なお、複数の事業所を有する事業主にあつては、すべての事業所において制度化していることが必要です。

受給できる額

	支給額
中小企業事業主	40万円
大企業事業主	30万円

※ただし、支給は1事業主1回に限ります。

※中小企業事業主の範囲については、P12〈給付にあたっての注意事項〉をご覧ください。

受給の要件

以下のすべてに該当する事業主（P12〈給付にあたっての注意事項〉参照）です。

- 平成14年4月1日以降新たに次の（1）から（3）のすべてを満たす内容の制度を新たに労働協約又は就業規則に規定し、実施していること。
 - （1）年次有給休暇とは別に取得することができる休暇制度であること。
 - （2）子が負傷したり、疾病にかかった際の看護のために取得することができることが明らかになっていること。
 - （3）労働者1人当たり年5日以上取得できる制度であること。
- 上記で定めた制度の利用を希望した、雇用保険の被保険者として雇用する小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に、最初に1日以上利用させたこと。



事業所内託児施設助成金

労働者のために事業所内託児施設を設置、運営、増築又は事業所内託児施設の保育遊具等を購入する事業主・事業主団体に対し、その設置費、運営費、増築費又は保育遊具等購入費に係る費用の一部を助成します。

利用できる助成金の種類

- 事業所内託児施設を新たに設置して、運営を開始した事業主・事業主団体に対して ▶ **設置費・運営費** を支給
- 事業所内託児施設の運営を新たに開始した事業主・事業主団体に対して ▶ **運営費** を支給
- 既存の事業所内託児施設を定員増等に伴って増築を行った事業主・事業主団体に対して ▶ **増築費** を支給
- 事業所内託児施設の保育遊具等を購入した事業主・事業主団体に対して ▶ **保育遊具等購入費** を支給

事業所内託児施設とは

事業主・事業主団体がその雇用する労働者のために、**事業所の敷地内・近接地、労働者の通勤経路（駅ビル、通勤に便利な場所等）、労働者の居住地等**に設置し、**継続した利用**が見込まれるものをいいます。

施設の規模は、乳幼児の定員が10人以上であり、乳幼児1人当たりの面積は、原則として7㎡以上のものです。

また、託児施設においては、**児童福祉施設最低基準**に沿って、専任の保育士による個々の乳幼児の生活や発達に応じた適切な保育を行うことが必要です。

なお、事業所内託児施設は児童福祉法の認可外保育施設に該当しますので、その運営や保育内容等は、都道府県の**保育行政の指導の対象**となります。

受給できる額

●設置費

設置に要した費用の**2分の1、限度額2,300万円**

- ▶対象となる費用は、新築（既存の建物を増改築し、新設した場合を含む。）又は購入費等。
- ▶ただし、土地の取得に要した費用、既存施設の取り壊しに要した費用は除く。

● 運営費

運営に係る費用（人件費等）の2分の1。

- ▶ 支給対象期間は運営開始日から5年間。
- ▶ 1年間の支給限度額は、施設の規模、運営の形態に応じてそれぞれ次のとおり。

支給限度額

運営形態	施設の規模	現員15人未満	現員15人以上20人未満	現員20人以上
通常型 1日の運営時間が 11時間未満のもの		379万2千円	540万円	699万6千円
時間延長型 1日の運営時間が 11時間以上のもの （施設の規模に応じた通常型の支給 限度額に加え、時間延長単価に延長 時間数（＜1日の運営時間－9時間） （最大7時間まで）を乗じた額）		505万2千円 〔 379万2千円 +18万円×7時間 〕	729万円 〔 540万円 +27万円×7時間 〕	951万6千円 〔 699万6千円 +36万円×7時間 〕
深夜延長型 時間延長型運営のうち、 深夜（22時～5時）の 運営があるもの （施設の規模に応じた時間延長型の支給 限度額に加え、深夜時間の加算額に深 夜時間数（最大7時間まで）を乗じた額）		533万2千円 〔 379万2千円 +18万円×7時間 +4万円×7時間 〕	778万円 〔 540万円 +27万円×7時間 +7万円×7時間 〕	1014万6千円 〔 699万6千円 +36万円×7時間 +9万円×7時間 〕
体調不調児対応型 安静室を設けて看護師 において運営するもの		上記いずれかの支給限度額に165万円を加えた額		

※「現員」とは、施設の現在の乳幼児数をいいます。ただし、現員が乳幼児定員を超える場合は定員とします。

※同じ子を長時間にわたって預け続けることを奨励するものではありません。

● 増築費

既存の施設について次の増築に要した費用の2分の1、限度額1,150万円

- ▶ 定員5人以上、増築面積35㎡以上の増築
- ▶ 利用定員2人以上、1人当たり1.98㎡以上、増築面積3.96㎡以上の安静室の増築

● 保育遊具等購入費

実際に施設の保育遊具等（一品の単価が原則として1万円以上、総経費20万円以上のもので地方事務所長が認めたものとする。）の購入に要した額から10万円を控除した額。限度額40万円

- ▶ 5年間に1回に限り受給できる。

受給の要件

次のすべてに該当する事業主等（P12〈給付にあたっての注意事項〉参照）です。

- 一定要件を備えた事業所内託児施設についての計画を作成し、（財）21世紀職業財団地方事務所長の認定を受けていること。
- 地方事務所長の認定を受けた計画に基づき、事業所内託児施設を運営すること。
- 事業所内託児施設の利用者は、小学校就学の始期に達するまでの子を対象としていること。

育児・介護費用助成金

労働協約又は就業規則の定めるところにより、労働者が育児又は家族の介護に係るサービスを利用した場合の費用の負担を軽減する措置を実施した事業主に対して、その措置の実施に要した額の一定割合を助成するものです。

助成対象となる具体的な事例

●費用補助の場合

就業規則等に、労働者が育児・介護サービスの利用に要した費用の全部又は一部を補助する制度を設け、実際に労働者がそのサービスを利用し、要した経費に対して事業主が補助を行った場合

（民間ホームヘルパー等利用の例）

労働者が親の介護のために民間のホームヘルパーを利用し、その利用料の全部又は一部を事業主が補助した。

事業主に対し、実際に労働者に補助した利用料について一定割合の助成金を支給

（事業所内託児施設利用の例）

事業主が労働者のために事業所内託児施設を運営している（ただし、事業所内託児施設助成金等を受けていないこと）。

事業主に対し、保育士の人件費及び建物の賃借料について、利用した労働者数に応じ、一定割合の助成金を支給

●契約の場合

就業規則等に、労働者に対する育児・介護サービスの提供に関する制度を設け、事業主が育児・介護サービスを行うものと契約し、実際に労働者がそのサービスを利用した場合

（例）

労働者が割安な利用料で子供を預けられるように、ベビーシッター会社と契約し、利用料の一部として契約料を支払った。

事業主に対し、支払った契約料について、利用した労働者数に応じ、一定割合の助成金を支給

助成対象となる育児・介護サービス

ベビーシッター、家庭福祉員、家政婦（夫）等による育児・介護サービスや託児施設等における育児サービス（事業所内託児施設の場合P5参照）等労働者の就業が可能となる育児・介護サービスですが、次に該当する場合は、対象とはなりません。

- 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じです。）、父母、子、配偶者の父母、その他同居の親族が行うサービス
 - 認可保育所が行う保育
 - 介護保険法に基づく介護サービス
 - 病院等による療養を目的とするサービス 等
- （具体的には、（財）21世紀職業財団地方事務所（P22）におたずねください。）

受給できる額

- 労働者が利用した育児・介護サービス費用のうち、事業主が負担した額について、次の助成をします。

	助 成 率	限 度 額
中小企業事業主	3分の2	1年間（各年1月1日～12月31日）につき 育児・介護サービス利用者1人につき30万円、 かつ、1事業所当たり360万円
大企業事業主	2分の1	

- 育児・介護サービスの制度を平成10年4月1日以降新たに設け、最初の利用者が生じた場合は上記の額に加え、次の額を支給します。

	支給額（1事業所につき）
中小企業事業主	40万円
大企業事業主	30万円

※中小企業事業主の範囲については、P12〈給付にあたっての注意事項〉をご覧ください。

受給の要件

以下のすべてに該当する事業主（P12〈給付にあたっての注意事項〉参照）です。

- 次の（1）、（2）のうち、1つ以上を労働協約又は就業規則に定め、実施していること。
 - （1）雇用する労働者が育児・介護サービスを利用する際に、それに要した費用の全部又は一部を補助する措置
 - （2）ベビーシッター会社、シルバーサービス会社等の育児・介護サービスの提供を行うものと事業主が契約し、労働者に利用させる措置
- 上記について、
 - ▶うち育児サービスに係る措置を実施する場合は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に対する措置であること。
 - ▶当該措置を、次の（1）及び（2）に該当する労働者に利用させて補助等を行ったこと。
 - （1）申請事業主に雇用保険の被保険者として雇用されている者
 - （2）育児の場合…小学校就学の始期に達するまで（その子が6歳に達する日の属する年度の3月31日までをいう。）の子の養育を行う労働者
介護の場合…家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含みます。以下同じです。）、父母、子、配偶者の父母、その他同居の親族を指します。）の介護に係るサービスを利用する労働者

育児休業代替要員確保等助成金

育児休業取得者が、育児休業終了後は原職又は原職相当職（以下「原職等」といいます。）に復帰する旨の取扱いを労働協約又は就業規則に規定した上で、育児休業取得者代替要員を確保し、かつ、育児休業取得者を原職等に復帰させた事業主に対して、一定額を助成します。

受給できる額

- 原職等復帰について、平成12年4月1日以降新たに就業規則等に規定した事業主の場合

	支給額	
	中小企業事業主	大企業事業主
要件を満たした最初の対象労働者に対して	50万円	40万円
上記の対象労働者が生じた日の翌日以降3年間、2人目以降の対象労働者に対して1人当たり ※最初の対象労働者とあわせて1事業所当たり年間20人を限度	中小企業事業主	15万円
	大企業事業主	10万円

- 原職等復帰について、平成12年3月31日までに既に就業規則等に規定している事業主の場合

	支給額	
	中小企業事業主	大企業事業主
平成12年4月1日以降最初に要件を満たした対象労働者及びその翌日以降3年間の対象労働者に対して、1人当たり ※1事業所当たり年間20人を限度	15万円	10万円

※中小企業事業主の範囲については、P12〈給付にあたっての注意事項〉をご覧ください。

受給の要件

次のすべてに該当する事業主（P12〈給付にあたっての注意事項〉参照）です。

- 育児休業取得者の原職等への復帰について労働協約又は就業規則に規定した事業主で、以下のすべてにあてはまる必要があります。
- 育児休業制度を労働協約又は就業規則に定め、実施していること。
- 平成12年4月1日以降に、育児休業取得者と同じ労働時間の代替要員を確保し、かつ、育児休業取得者を当該育児休業終了後に原職等に復帰させていること。
- 原職等に復帰した育児休業取得者（対象労働者）の育児休業期間が平成12年4月1日以降3か月以上あり、当該育児休業期間中において代替要員を確保した期間が同じく3か月以上あること。
- 対象労働者を、当該育児休業終了後引き続き雇用保険の被保険者として1か月以上雇用していること。
- 対象労働者を、当該育児休業（産後休業の終了後引き続き育児休業をする場合には産後休業）を開始する日まで雇用保険の被保険者として1年以上継続して雇用していること。

〈職業家庭両立推進者研修〉

各企業において選任されている「職業家庭両立推進者」の方に対して、研修を実施しています。

「職業家庭両立推進者」とは

- 企業全体の雇用管理方針の中で仕事と家庭との両立を図るための取組を企画し、実施する業務を担当します。
- 育児・介護休業法で、「事業主は職業家庭両立推進者を選任するよう努めなければならない」と規定されています。

問い合わせ先：（財）21世紀職業財団地方事務所へ

TOPIC1 公共機関・自治体による様々な支援

育児休業・介護休業を取得した労働者の方に対し、雇用保険による給付金の支給や、社会保険料の免除、住民税徴収の猶予等の支援を行っています。

●雇用保険による給付金の支給（育児休業給付・介護休業給付）

一定の要件を満たす雇用保険の被保険者が、一歳未満の子を養育するために育児休業又は介護休業を取得し、休業中の賃金が一定水準を下回った場合、**休業開始時の賃金月額**の**40%相当額**が、雇用保険から支給されます。

問い合わせ先：最寄りの公共職業安定所へ

●育児休業期間中の社会保険（健康保険・厚生年金保険）料の免除

育児休業期間中、申し出により、被保険者負担分及び事業主負担分ともに保険料が免除されます。

問い合わせ先：勤務先又は保険者（社会保険事務所又は健康保険組合）へ

●育児休業期間中の住民税の徴収猶予

一時に納税することが困難であると地方団体の長が認める場合は、本人の申し出により、育児休業期間中1年以内の期間に限り、住民税の徴収が猶予されます。

問い合わせ先：各市区町村へ

育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金

育児休業又は介護休業をした労働者がスムーズに職場に復帰できるよう、職場適応性や職業能力の維持・回復を図る措置（職場復帰プログラム）を計画的に実施する事業主等に対して支給します。

職場復帰プログラム

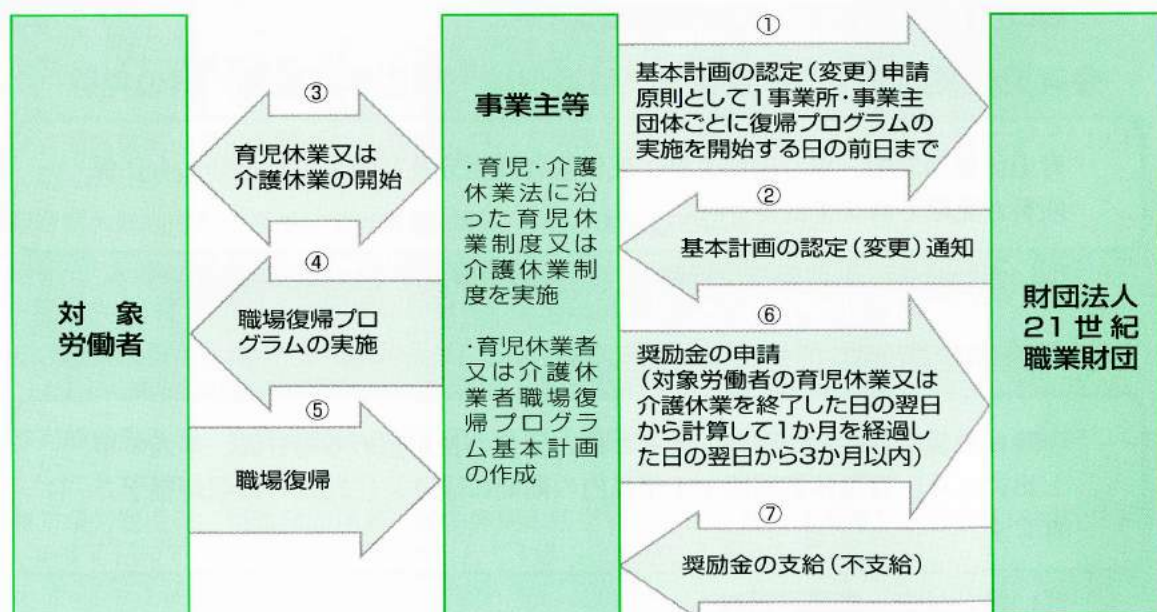
いずれか1つ以上実施することが必要です。

情報等の提供	・企業や仕事に関連する事項等について、休業者が働いていれば通常知ることができる情報や資料を、郵送などの方法により休業期間中継続的に提供 → 3ヵ月以上の育児休業期間（産後休業終了後引き続き育児休業をする場合には、産後休業期間を含む）、又は1ヵ月以上の介護休業期間に継続的に月平均2回、少なくとも月1回送付	支給限度 12ヵ月
在宅講習	・事業主等が作成した教材、又は事業主等が選定した教育訓練施設の講座の教材等を用いて、休業期間中のあらかじめ設定された期間に休業者の自宅等において実施 ・休業者の現在の仕事又は近く就く予定の仕事に関連した講習 → 育児休業、又は介護休業期間中に1ヵ月以上実施	支給限度 12ヵ月
職場環境適応講習	・休業期間中に、事業主自らが実施 ・休業者が、休業期間中に職業能力の維持を図るために受ける講習等 → 育児休業、又は介護休業期間中に月1日実施	支給限度 12ヵ月
職場復帰直前講習	・休業期間中に、事業主等が自ら実施、又は事業主等が選定した教育訓練施設で実施 ・休業者の職場適応性や職業能力の維持・回復を図るために、指導担当者の下に実施される講習等 → 育児休業終了前3ヵ月間、又は介護休業終了前1ヵ月間に3日以上実施	支給限度 12日
職場復帰直後講習	・復帰後に、事業主等が自ら実施、又は事業主等が選定した教育訓練施設で実施 ・職場復帰直前講習と同様、指導担当者の下に実施される休業者の職場適応性や職場能力の回復を図るための講習等 → 育児休業、又は介護休業終了後1ヵ月間に3日以上実施	支給限度 12日

※職場復帰直前講習と職場復帰直後講習の両方を実施する場合は、合算して3日以上

※職場環境適応講習と職場復帰直前講習を同一の月に併せて実施する場合は、当該期間中は職場復帰直前講習に係るプログラム奨励金のみを支給となります。

受給のための手続き



受給できる額

職場復帰プログラムの内容・実施期間に応じて算定されます。

	対象労働者1人当たり(限度額)
中小企業事業主	21万円
大企業事業主	16万円

※中小企業事業主の範囲については、〈給付にあたっての注意事項〉をご覧ください。

受給の要件

次のすべての条件を満たす事業主等（〈給付にあたっての注意事項〉参照）です。

育児休業者職場復帰プログラム実施奨励金	介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金
●育児・介護休業法に沿った育児休業を実施していること。	●育児・介護休業法に沿った介護休業を実施していること。
●育児休業者職場復帰プログラム基本計画を原則として事業所ごとに作成し、財団法人21世紀職業財団地方事務所長の認定を受けていること。	●介護休業者職場復帰プログラム基本計画を原則として事業所ごとに作成し、財団法人21世紀職業財団地方事務所長の認定を受けていること。
●育児休業期間が3か月以上の育児休業者（産後休業終了後引き続き育児休業をする場合には、産後休業期間を含む。）に対して、職場復帰プログラム基本計画に基づき、奨励金の支給対象となる職場復帰プログラムを実施したこと。	●介護休業期間が1か月以上の介護休業者に対して、職場復帰プログラム基本計画に基づき、奨励金の支給対象となる職場復帰プログラムを実施したこと。
●育児休業者を育児休業終了後1か月以上雇用保険の被保険者として雇用したこと。	●介護休業者を介護休業終了後1か月以上雇用保険の被保険者として雇用したこと。
●育児休業者職場復帰プログラムの実施状況を明らかにする書類を整備していること。	●介護休業者職場復帰プログラムの実施状況を明らかにする書類を整備していること。
●育児休業者を育児休業（産後休業終了後引き続き育児休業をする場合には、産後休業。）を開始する日まで雇用保険の被保険者として1年以上継続して雇用していたこと。	●介護休業者を介護休業を開始する日まで雇用保険の被保険者として1年以上継続して雇用していたこと。

〈給付にあたっての注意事項〉

- 事業主とは「雇用保険の適用事業主」をいい、事業主等とは「雇用保険の適用事業主」及び「事業主団体」をいいます。
- 労働保険料を納入していない事業主等、及び過去に給付金に関し不正行為を行った事業主等については、支給を受けられないことがあります。
- 助成金又は奨励金の支給申請から支給決定までの間及び支給終了後において出勤簿・賃金台帳等確認書類の提示を求めることがあります。
- 中小企業事業主の範囲は、「資本又は出資の額」又は「常用労働者数」のいずれかが下記に該当する場合です。

	小売業(飲食店含む)	サービス業	卸売業	その他の業種
資本又は出資の額	5,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	3億円以下
常用労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

育児や介護を行いながら働く方や、働きたい方へ

フレイフレイ・テレフォン

育児、介護等に関する各種サービスについての相談を受け付けるとともに、地域の具体的な情報を無料で電話等により提供します。

相談・情報の内容

自宅の近くに保育所はないかな？

急な残業にベビーシッターを利用したいけれど…

育児もパートもやめられない。
両立するには、どうしたらいい？

育児情報

認可保育所（公立・私立）、認可外保育施設、幼稚園、家庭的保育、保育サポーター、ベビーシッター、放課後児童クラブなど

痴呆が出始めた親の世話で、精神的にまいっている、どこに相談したらいいか…

昼間一人のおじいちゃん。食事の支度が心配です。

介護が長びきそう。
専門の施設を利用したいけれど…

介護情報

高齢者向け福祉サービス、民間ホームヘルパー、看護師家政婦（夫）紹介所、介護用品など

フルタイムで働いているので、掃除や夕食等、家事サービスを頼みたいが…

仕事が忙しい時も自分でなんとかしてきたけれど、つい家事がおろそかになって…

二人目の子供の出産を控えている。
家事を手伝ってほしい…

家事代行情報

家政婦（夫）紹介所、家事代行サービスなど

利用日・時間

月曜日～金曜日（祝日を除く。）9：30～16：30

問い合わせ先

（財）21世紀職業財団地方事務所（P22）フレイフレイ・テレフォンへ。

保育サポーター養成講座

フレーフレー・テレフォンで提供する育児に関する情報の1つに「保育サポーター」があり、その養成をフレーフレー・テレフォン事業の一環として行っています。

対象者

子育て経験をもつ方や保育士資格を有する者等で、保育を行うことを希望する方

カリキュラム

- ・ オリエンテーション
- ・ 保育サポーターとしての心構え
- ・ 子供の心と身体の発達
- ・ 子供の安全と病気
- ・ 病気の子供の世話
- ・ 緊急時の対策と応急処置
- ・ 子供の遊びと遊ばせ方
- ・ ほ乳と食事
- ・ 病児の食事
- ・ 子供の社会性と生活習慣
- ・ 保育サポーターとしてスタートするために

なお、養成講座の所要時間は、20時間で、3～5日（保育士資格を有する者は、12時間で、2～3日）に分けて実施します。

講座修了者には、保育サービス提供事業者等に関する情報を提供するとともに、保育サポーターとして登録を希望する方は、面接の上で登録を行います。

また、保育サービスを受けたい方に対しては、フレーフレー・テレフォンにおいて、保育サポーターに関する情報を提供します。

TOPIC2 ファミリー・サポート・センター

急な残業など、変動的、変則的な保育・介護ニーズに対応した、地域における育児又は介護の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター（育児又は介護の援助を行いたい者と育児又は介護の援助を受けたい者からなる会員組織）を設置する市町村に対して、国は経費の補助を行っています。

●問い合わせ先

- ・（財）女性労働協会（<http://www.jaaww.or.jp/family/index.html>）
- ・ フレーフレー・テレフォン（P13）でもセンターの情報を提供しています。
- ・ 事業に関するお問い合わせは、厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課へ。
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
☎（代表）03-5253-1111（内）7858

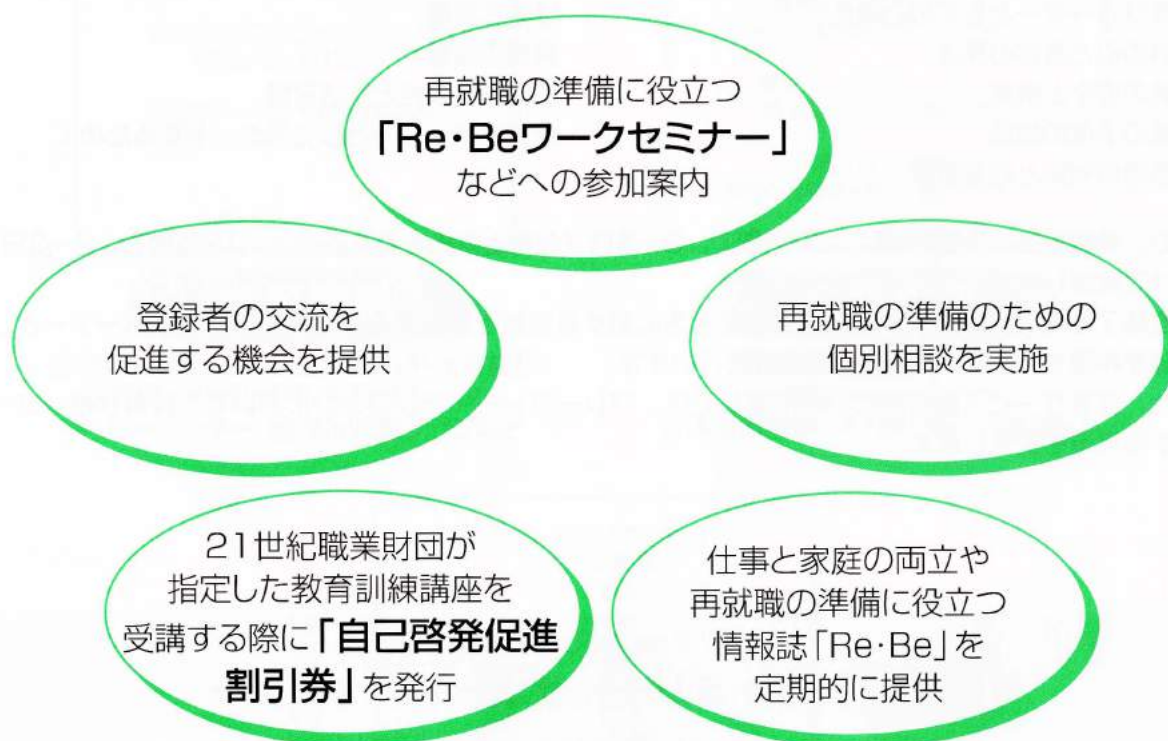
再就職希望登録者支援事業

育児、介護等により退職し、将来再就職を希望する方が円滑に就職できるよう、職業意識の持続、的確な再就職の準備などの支援をする再就職希望登録者支援事業を行っています。

対象者

妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職し、将来働けるようになった場合に再就職を希望する方

登録期間中に受けられる支援



登録手続等

- お住まいになっている都道府県の（財）21世紀職業財団地方事務所に登録票及び写真（3cm×2.4cm）を提出し、登録の申込みをしてください。
- 登録者の有効期間（登録期間）は4年間です。引き続き登録を希望される場合は、1回に限り登録を更新することができます。
- 登録は無料です。

Re・Be（リ・ビー）ワークセミナー

再就職の準備に当たって必要となる基礎知識等を身につけることをねらいとしています。

カリキュラム（例）

- 就職に関する基礎情報
 - ・再就職をとりまく法律、制度
 - ・企業の求める人材とは
 - ・先輩の体験談、意見交換
 - ・インターネットの活用
- 仕事探しの準備
 - ・働くことの意義は何か
 - ・自分の適性を考える
 - ・就職に向けての自分の環境をチェックする
 - ・企業情報の集め方と見方

セミナーの所要時間は6～10時間程度で、2～3日に分けて実施しています。

自己啓発促進割引券

- 「自己啓発促進割引券」を利用して指定教育訓練を受講すると、教材費などを除く入学料及び受講料の合計額の2割相当額、上限7.5万円（特定の講座においては5割相当額、上限18万円）までの割引が受けられます。
- 登録者で指定教育訓練の受講を希望される方は、（財）21世紀職業財団地方事務所に「自己啓発促進割引券発行申請書」を提出してください。

（注）・「自己啓発促進割引券」の発行は、登録期間が開始した後1か月経過後となります。

- ・「自己啓発促進割引券」は、厚生労働省の「教育訓練給付」を受ける資格のある方、割引券発行申請日前1年間に給付を受けた方へは発行できません。
- ・「自己啓発促進割引券」の発行は、登録期間内において受講が修了する講座が対象となります。

〈勤労者家庭支援施設〉

育児又は家族の介護を行う男女労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援する勤労者家庭支援施設の運営援助を行っています。

名 称	住 所	電 話
久慈市勤労者家庭支援施設 （サンエール久慈）	〒028-0041 岩手県久慈市長内町第21-63-2	0194-52-7400
深谷市勤労者家庭支援施設 （L・フォルテ）	〒366-0825 埼玉県深谷市上柴町西4-2-6	0485-73-4761
見附市勤労者家庭支援施設 （ふぁみりあ）	〒954-0052 新潟県見附市学校町1-3-68	0258-62-1915
筑後市勤労者家庭支援施設 （サンコア）	〒833-8601 福岡県筑後市大字山ノ井880-1	0942-53-2516

フリー・フリーネット

育児、介護等に係る各種サービスに関する情報や、再就職準備関連情報をインターネットで提供しています。

フリー フリー
www.2020net.jp

仕事との両立に役立つ 育児・介護情報

フリーフリー・テレフォンにより提供している情報の一部をご覧になれます。

①育児情報

- ・保育所 ・保育サービスを提供する施設
- ・相談窓口 ・育児をサポートしてくれる人 他

②介護情報

- ・相談窓口 ・介護サービスを提供する施設
- ・介護をサポートしてくれる人 他

③家事代行情報

- ・家政婦(夫)紹介所 他

再就職準備の ための情報 ーわたしの再就職ー

再就職を希望する方が、時間と場所の制約なく、適性診断や就職活動に関する情報収集を行うなど、柔軟に再就職の準備ができるようインターネットを活用したプログラムです。

①さあはじめよう再就職準備

②仕事の広場

- ・IT編
- ・ビジネス分野編
- ・生活文化編
- ・住宅関連分野編*
- ・医療・福祉編
- ・国際化関連分野編*

(※平成14年度中に提供予定)

③再就職に向けてスタート!

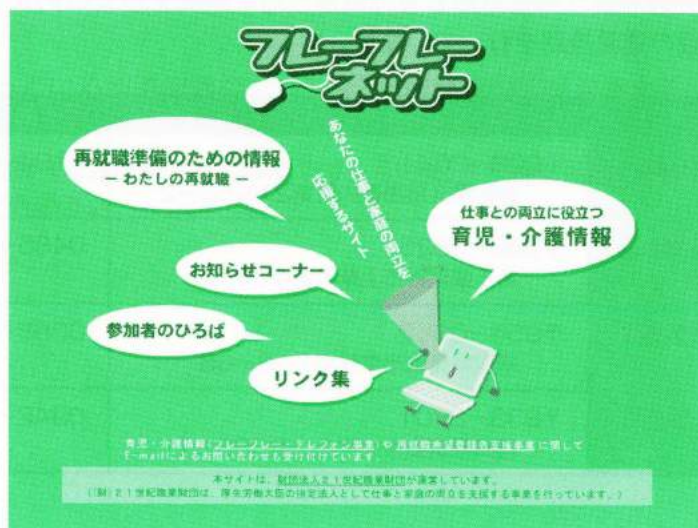
参加者のひろば

仕事と家庭の両立や再就職に関する意見交換、情報交換を行う場です。

お知らせコーナー

リンク集

E-mailによる お問合せ



II

育児・介護休業法における制度の概要

〔 〕は省令事項

	育 児 関 係	介 護 関 係
休業の定義	労働者が、その1歳に満たない子を養育するためにする休業	労働者が、その要介護状態（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、〔2週間以上の期間〕にわたり常時介護を必要とする状態）にある対象家族を介護するためにする休業
対象労働者	○ 労働者（日々雇用及び期間雇用を除く） 労使協定で対象外にできる労働者 ・ 雇用された期間が、1年未満の労働者 ・ 配偶者が子を養育できる状態である労働者 〔 ・ 1年以内に雇用関係が終了する労働者 ・ 週所定労働日数が2日以下の労働者 ・ 配偶者でない親が、子を養育できる状態にある労働者 〕	○ 労働者（日々雇用及び期間雇用を除く） 労使協定で対象外にできる労働者 ・ 雇用された期間が1年未満の労働者 〔 ・ 3月以内に雇用関係が終了する労働者 ・ 週所定労働日数が2日以下の労働者 〕
対象となる家族の範囲	○ 子	○ 配偶者（事実婚を含む。以下同じ） 父母及び子 〔同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫〕 配偶者の父母
期間・回数	○ 子が1歳に達するまでの連続した期間 ○ 子1人につき1回	○ 連続した3月（勤務時間の短縮等の措置が講じられている場合はそれとあわせて3月）以内の期間 ○ 対象家族1人につき1回
手 続	○ 〔書面で〕事業主に申出 〔・ 事業主は、証明書類の提出を求めることができる〕 ○ 申出期間（事業主による休業開始日の繰下げ可能期間）は1か月（ただし、出産予定日前に子が出生したこと等の事由が生じた場合は1週間前まで） ○ 出産予定日前に子が出生したこと等の事由が生じた場合は1回に限り開始予定日の繰上げ可 ○ 〔1か月前の日までに〕申し出ることにより、子が1歳に達するまでの期間内で1回に限り終了予定日の繰下げ可 ○ 休業開始予定日の前日までに申出撤回可 ○ 上記の場合、原則再度の申出不可	○ 〔書面で〕事業主に申出 〔・ 事業主は、証明書類の提出を求めることができる〕 ○ 申出期間（事業主による休業開始日の繰下げ可能期間）は2週間 ○ 〔2週間前の日までに〕申し出ることにより、3月の範囲内で1回に限り終了予定日の繰下げ可 ○ 休業開始予定日の前日までに申出撤回可 ○ 上記の場合、その後の再度の申出は、1回は可
不利益取扱いの禁止	休業申出をし、又は休業をしたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いの禁止	休業申出をし、又は休業をしたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いの禁止

〔 〕は省令事項

		育 児 関 係	介 護 関 係
時 間 外 労 働 を 制 限 す る 制 度	制度の内容	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者がその子を養育するために請求した場合には、事業主は制限時間（1月24時間、1年150時間）を超えて労働時間を延長してはならない。	要介護状態にある対象家族を介護する労働者がその対象家族を介護するために請求した場合には、事業主は制限時間（1月24時間、1年150時間）を超えて労働時間を延長してはならない。
	対象労働者	○ 小学校の始期に達するまでの子を養育する労働者。ただし、以下に該当する労働者は請求できない。 1 日々雇用される労働者 2 勤続1年未満の労働者 3 配偶者が子を養育できる状態である労働者 〔4 1週間の所定労働日数が2日以下の労働者 5 配偶者でない親が、子を養育できる状態にある労働者〕	○ 要介護状態にある対象家族を介護する労働者。ただし、以下に該当する労働者は請求できない。 1 日々雇用される労働者 2 勤続1年未満の労働者 〔3 1週間の所定労働日数が2日以下の労働者 〕
	期間・回数	○ 1回の請求につき1月以上1年以内の期間 ○ 請求できる回数に制限なし	○ 1回の請求につき1月以上1年以内の期間 ○ 請求できる回数に制限なし
	手 続	○ 開始の日の1月前までに請求	○ 開始の日の1月前までに請求
	例 外	○ 事業の正常な運営を妨げる場合は、事業主は請求を拒める	○ 事業の正常な運営を妨げる場合は、事業主は請求を拒める
深 夜 業 を 制 限 す る 制 度	制限の内容	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者がその子を養育するために請求した場合には、事業主は午後10時～午前5時（「深夜」）において労働させてはならない。	要介護状態にある対象家族を介護する労働者がその対象家族を介護するために請求した場合には、事業主は午後10時～午前5時（「深夜」）において労働させてはならない。
	対象労働者	○ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者。ただし、以下に該当する労働者は請求できない。 1 日々雇用される労働者 2 勤続1年未満の労働者 3 保育ができる同居の家族がいる労働者 〔保育ができる同居の家族とは、16歳以上であって、 イ 深夜に就業していないこと（深夜の就業日数が1月について3日以下の者を含む） ロ 負傷、疾病又は心身の障害により保育が困難でないこと ハ 産前産後でないこと のいずれにも該当する者をいう。〕 4 1週間の所定労働日数が2日以下の労働者 〔5 所定労働時間の全部が深夜にある労働者〕	○ 要介護状態にある対象家族を介護する労働者。ただし、以下に該当する労働者は請求できない。 1 日々雇用される労働者 2 勤続1年未満の労働者 3 介護ができる同居の家族がいる労働者 〔介護ができる同居の家族とは、16歳以上であって、 イ 深夜に就業していないこと（深夜の就業日数が1月について3日以下の者を含む） ロ 負傷、疾病又は心身の障害により介護が困難でないこと ハ 産前産後でないこと のいずれにも該当する者をいう。〕 4 1週間の所定労働日数が2日以下の労働者 〔5 所定労働時間の全部が深夜にある労働者〕
	期間・回数	○ 1回の請求につき1月以上6月以内の期間 ○ 請求できる回数に制限なし	○ 1回の請求につき1月以上6月以内の期間 ○ 請求できる回数に制限なし
	手 続	○ 開始の日の1月前までに請求	○ 開始の日の1月前までに請求
	例 外	○ 事業の正常な運営を妨げる場合は、事業主は請求を拒める	○ 事業の正常な運営を妨げる場合は、事業主は請求を拒める

Ⅱ 育児・介護休業法における制度の概要

[] は省令事項

	育 児 関 係	介 護 関 係
勤務時間の短縮等の措置等	○ 1歳に満たない子を養育する労働者（日々雇用を除く）で育児休業をしないものに関しては次の措置のいずれかを、1歳以上3歳に満たない子を養育する労働者（日々雇用を除く）に関しては育児休業に準ずる措置又は次の措置のいずれかを講ずる義務 ・ 短時間勤務の制度 ・ フレックスタイム制 ・ 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ ・ 所定外労働をさせない制度 ・ 託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与	○ 常時介護を要する対象家族を介護する労働者（日々雇用を除く）に関して、連続する3月（介護休業した期間があればそれとあわせて3月）以上の期間における次の措置のいずれかを講ずる義務 ・ 短時間勤務の制度 ・ フレックスタイム制 ・ 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ ・ 労働者が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準ずる制度
3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育又は家族を介護する労働者等に関する措置	○ 3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、休業制度又は勤務時間短縮等の措置に準じて、必要な措置を講ずる努力義務	○ その家族を介護する労働者に関して、休業制度又は勤務時間短縮等の措置に準じて、その介護を必要とする期間、回数等に配慮した必要な措置を講ずる努力義務
子の看護のための休暇の措置	○ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、その子の看護のための休暇を与えるための措置を講ずる努力義務	—
労働者の配置に関する配慮	○ 就業場所の変更を伴う配置の変更において、就業場所の変更により就業しつつ子の養育を行うことが困難となる労働者がいるときは、その子の養育の状況に配慮する義務	○ 就業場所の変更を伴う配置の変更において、就業場所の変更により就業しつつ家族の介護を行うことが困難となる労働者がいるときは、その家族の介護の状況に配慮する義務

Ⅲ

問い合わせ先一覧

都道府県労働局雇用均等室は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局の出先機関です。育児・介護休業法に関すること、育児・介護休業制度、深夜業の制限や育児・介護のための勤務時間の短縮等の措置の実施に関することは下記にお問い合わせ下さい。

－都道府県労働局雇用均等室－

	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地
北海道	011-709-2715	011-709-8786	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎
青 森	017-734-4211	017-777-7696	030-8558	青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎
岩 手	019-604-3010	019-604-1535	020-0023	盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎1号館
宮 城	022-299-8844	022-299-8845	983-0861	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎
秋 田	018-862-6684	018-862-4300	010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎
山 形	023-624-8228	023-624-8246	990-0041	山形市緑町1丁目5番48号 山形地方合同庁舎
福 島	024-536-4609	024-536-4658	960-8021	福島市霞町1番46号 福島合同庁舎
茨 城	029-224-6288	029-224-6265	310-8511	水戸市北見町1番11号
栃 木	028-633-2795	028-637-5998	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎
群 馬	027-210-5009	027-210-5104	371-8567	前橋市大渡町1丁目10番7号 群馬県公社総合ビル
埼 玉	048-822-4273	048-822-7867	336-0012	さいたま市岸町5丁目8番13号
千 葉	043-221-2307	043-221-2308	260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎
東 京	03-3818-8408	03-5689-5076	112-8581	文京区後楽2丁目5番1号 住友不動産飯田橋ファーストビル
神奈川	045-211-7380	045-211-7381	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎
新 潟	025-234-5928	025-265-6420	951-8588	新潟市川岸町1丁目56番地
富 山	076-432-2740	076-432-3959	930-8514	富山市桜橋通り2番25号 富山第一生命ビル2F
石 川	076-265-4429	076-221-3087	920-0031	金沢市広岡3丁目1番1号 金沢パークビル
福 井	0776-22-3947	0776-22-4920	910-0019	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎
山 梨	055-231-8611	055-231-8625	400-0031	甲府市丸の内2丁目7番23号 鈴与甲府ビル
長 野	026-227-0125	026-227-0126	380-0935	長野市大字中御所字岡田53番7号 ニッセイ同和損保長野ビル
岐 阜	058-263-1220	058-263-1707	500-8842	岐阜市金町4丁目30番地 明治生命岐阜金町ビル
静 岡	054-252-5310	054-252-8216	420-0857	静岡市御幸町4番1号 アーバンネット静岡ビル
愛 知	052-219-5509	052-220-0573	460-0008	名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルデング
三 重	059-226-2318	059-228-2785	514-8524	津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎
滋 賀	077-523-1190	077-527-3277	520-0051	大津市梅林1丁目3番10号 滋賀ビル
京 都	075-241-0504	075-241-0493	600-8007	京都市下京区四条通東洞院東入ル立売西町60 日本生命四条ビル
大 阪	06-6941-8940	06-6946-6465	540-0008	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館
兵 庫	078-367-0820	078-367-3854	650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー
奈 良	0742-32-0210	0742-32-0214	630-8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎
和歌山	073-421-6157	073-421-6158	640-8392	和歌山市中之島1518番地 和歌山MIDビル
鳥 取	0857-22-3249	0857-29-4142	680-0846	鳥取市扇町22番1号 山陰合同銀行鳥取駅前ビル
島 根	0852-31-1161	0852-31-1505	690-8532	松江市東朝日町76番地 島根労働局東朝日庁舎
岡 山	086-224-7639	086-224-7693	700-8611	岡山市下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎
広 島	082-221-9247	082-221-2356	730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館
山 口	083-995-0390	083-995-0389	753-8510	山口市河原町6番16号 山口地方合同庁舎1号館
徳 島	088-652-2718	088-652-2751	770-0831	徳島市寺島本町西1丁目7番1 日通朝日徳島ビル
香 川	087-831-3762	087-831-3759	760-0018	高松市天神前5番12号 香川労働局第3庁舎
愛 媛	089-935-5222	089-935-5223	790-0811	松山市本町2丁目1番7号 松山東京海上ビル
高 知	088-885-6041	088-885-6042	780-8548	高知市南金田48番2号
福 岡	092-411-4894	092-411-4895	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎
佐 賀	0952-24-4240	0952-24-6559	840-0801	佐賀市駅南本町3番15号 安田生命ビル
長 崎	095-844-4384	095-844-4423	852-8117	長崎市平野町22番40号 (株)九電工長崎支店ビル
熊 本	096-352-3865	096-352-3876	860-0008	熊本市二の丸1番2号 熊本合同庁舎
大 分	097-532-4025	097-537-1240	870-0016	大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎
宮 崎	0985-38-8827	0985-38-8831	880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎
鹿児島	099-222-8446	099-222-8459	892-0847	鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル
沖 縄	098-868-4380	098-869-7914	900-0029	那覇市旭町38番地8号 おきでん那覇支店ビル

各種助成金・奨励金等両立支援事業に関することは下記にお問い合わせ下さい。

－ (財)21世紀職業財団地方事務所－

	電話番号	FAX番号	フリー ・フリー ・テレフォン	郵便番号	所在地
北海道	011-707-6198	707-6199	707-2020	060-0807	札幌市北区北7条西2-20 東京建物札幌ビル7F
青 森	017-776-2028	776-2025	776-2020	030-0822	青森市中央1-25-3 青森共栄火災ビル4F
岩 手	019-653-8681	653-8680	622-2020	020-0034	盛岡市盛岡駅前通8-17 小岩井明生ビル4F
宮 城	022-214-2080	214-2520	214-2020	980-0014	仙台市青葉区本町2-3-10 朝日生命仙台本町ビル9F
秋 田	018-866-2100	866-2101	866-2020	010-0951	秋田市山王6-10-9 猿田興業ビル1F
山 形	023-642-2021	642-2006	642-2020	990-0039	山形市香澄町3-1-7 朝日生命山形ビル6F
福 島	024-522-3030	522-3081	524-2020	960-8031	福島市栄町6-6 ユニックスビル8F
茨 城	029-226-2413	226-2740	226-2020	310-0011	水戸市三の丸1-4-73 水戸三井ビルディング12F
栃 木	028-643-3220	643-3381	625-2020	320-0033	宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル4F
群 馬	027-223-2023	223-2013	231-2020	371-0026	前橋市大手町1-5-11 大手町ビル1F
埼 玉	048-824-7001	824-7009	834-2020	336-0007	さいたま市浦和仲町1-4-10 浦和商工ビル6F
千 葉	043-225-2295	225-2080	225-2020	260-0013	千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビルディング6F
東 京	03-3868-9601	3868-9607	3258-2020	113-0033	文京区本郷2-3-9 ツインビュー御茶ノ水ビル2F
神奈川	045-224-8040	224-8037	681-2020	231-0005	横浜市中区本町1-3 綜通横浜ビル10F
新 潟	025-249-5660	243-2172	243-2020	950-0087	新潟市東大通2-4-10 日本生命新潟ビル2F
富 山	076-444-1526	444-2022	444-2020	930-0004	富山市桜橋通り2-25 富山第一生命ビルディング8F
石 川	076-234-2040	234-2021	234-2020	920-0981	金沢市片町2-2-15 北国ビルディング8F
福 井	0776-21-0581	21-0582	20-2020	910-0005	福井市大手3-4-1 福井放送会館2F
山 梨	055-236-5271	236-5431	254-2020	400-0031	甲府市丸の内2-30-2 甲府第一生命ビル2F
長 野	026-223-4521	223-4524	232-2020	380-0824	長野市南石堂町1282-16 三井生命長野ビル6F
岐 阜	058-266-5033	266-5031	265-2020	500-8842	岐阜市金町4-30 明治生命岐阜金町ビル7F
静 岡	054-288-2029	288-2000	288-2020	422-8067	静岡市南町18-1 サウスポット静岡5F
愛 知	052-586-7222	586-7225	541-2020	450-0002	名古屋市中村区名駅3-22-8 大東海ビル7F
三 重	059-228-2300	228-2304	226-2020	514-0004	津市栄町2-380 日動火災津ビル4F
滋 賀	077-523-5141	523-5249	523-2020	520-0043	大津市中央3-1-8 大津第一生命ビルディング2F
京 都	075-213-2091	213-2092	213-2020	600-8492	京都市下京区四条新町東入ル月鉾町62 住友生命京都ビル8F
大 阪	06-6262-2151	6262-2154	6946-2020	541-0054	大阪市中央区南本町1-7-15 明治生命堺筋本町ビル13F
兵 庫	078-272-3055	272-3066	794-2020	651-0088	神戸市中央区小野柄通7-1-1 日生三宮駅前ビル8F
奈 良	0742-36-6777	36-6778	64-2020	630-8115	奈良市大宮町6-9-1 新大宮ビル5F
和歌山	073-475-1765	475-1766	426-2020	640-8341	和歌山市黒田84-1 阪和第1ビル4F
鳥 取	0857-29-0314	24-2102	24-2020	680-0846	鳥取市扇町7 鳥取フコク生命駅前ビル6F
島 根	0852-24-2300	24-2141	20-2020	690-0886	松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル6F
岡 山	086-227-2021	227-2880	227-2020	700-0826	岡山市磨屋町10-20 磨屋町ビル6F
広 島	082-224-2001	224-2003	224-2020	730-0017	広島市中区鉄砲町8-18 広島日生みどりビル5F
山 口	083-923-2041	923-2274	923-2020	753-0074	山口市中央5-7-3 アクサ山口ビル1F
徳 島	088-655-7771	655-6641	611-2020	770-0841	徳島市八百屋町2-11 ニッセイ徳島ビル11F
香 川	087-822-2027	822-2023	822-2020	760-0023	高松市寿町1-1-12 高松東京生命館7F
愛 媛	089-921-5660	921-5722	934-2020	790-0001	松山市一番町1-15-2 住友生命松山一番町ビル6F
高 知	088-823-2667	823-2540	823-2020	780-0834	高知市堺町2-26 高知中央第一生命ビルディング6F
福 岡	092-431-7701	431-7702	414-2020	812-0011	福岡市博多区博多駅前1-4-1 博多駅前第一生命ビルディング4F
佐 賀	0952-28-4621	28-4721	40-2020	840-0816	佐賀市駅南本町5-1 住友生命佐賀ビル4F
長 崎	095-827-1262	827-1263	832-2020	850-0057	長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル本館10F
熊 本	096-324-2297	324-2104	324-2020	860-0806	熊本市花畑町4-1 太陽生命熊本第2ビル2F
大 分	097-538-7755	538-7756	538-2020	870-0034	大分市都町1-3-19 日本生命大分中央ビル4F
宮 崎	0985-20-2019	20-2027	20-2020	880-0806	宮崎市広島2-10-20 坂下ビル6F
鹿児島	099-259-7815	259-7832	259-2020	890-0046	鹿児島市西田1-5-1 GEエジソンビル鹿児島706号
沖 縄	098-869-9076	866-7789	868-2020	900-0015	那覇市久茂地3-1-1 日本生命那覇ビル5F



〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8
TEL. 03-5276-3694 FAX. 03-5276-3705
ホームページ <http://www.jiwe.or.jp>